

奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第12号

奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年2月条例第18号。以下「条例」という。）に規定する職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第2項第3号の企業長が定める承認)

第2条 条例第4条第2項第3号に規定する企業長が別に定める承認は、奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）第15条第1項の規定による介護休暇の承認とする。

(特定任期付職員の給料表等)

第3条 特定任期付職員の給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 企業長は、特定任期付職員の号給を、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用する職務 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用する困難な職務 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用する特に困難な職務 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用する特に困難な職務 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用する特に困難で重要な職務 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用する特に困難で重要な職務 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用する特に困難で特に重要な職務 7号給

第4条 特定任期付職員に対する奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号）第23条第1項及び第26条第1項の規定の適用については、同規程第23条1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同規程第26条第1項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

（第2条第2項任期付職員の給与の特例）

第5条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2条第2項任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、奈良県広域水道企業団職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（令和7年3月企業管理規程第19号。以下「初任給規則」という。）第5条第2項第1号又は第2号に掲げる試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、初任給規則別表第5に定める在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

2 第2条第2項任期付職員に対して初任給規則第3条第2項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、同項の定める「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことができる。

第6条 新たに第2条第2項任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、初任給規則第8条に規定する当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則別表第1に定める初任給基準表を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による初任給基準表の試験欄の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

第7条 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員についての初任給規則第14条第3項の規定の適用については、同項中「第11条」とあるの

は、「奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（令和7年3月規則第12号）第6条」とする。

（任期付短時間勤務職員の給与の特例）

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、就業規則第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項又は第5項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第3条第3項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第11条第1項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年2月条例第18号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第16条第2項及び第4項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第16条第5項	前項	奈良県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（令和7年3月規則第12号。以下「任期付職員規則」という。）第8条の規定により読み替えられた前項
第16条第7項	第2項	任期付職員規則第8条の規定により読み替えられた第2項
	前2項	任期付職員規則第8条の規定により読み替えられた第5項及び前項
	前項	同項
第16条第8項	第4項	任期付職員規則第8条の規定により読み替えられた第4項
	第5項	任期付職員規則第8条の規定により読み替えられた第5項

2 前項の規定により読み替えられた給与規程の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。